

第 21 号

令和7年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

令和7年度において熊本県が施行する地すべり対策事業について、当該事業に要する経費のうち市が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木村 敬

事業名	負担すべき金額
単県地すべり対策事業	工事費の10分の1に相当する金額

(提案理由)

令和7年度において熊本県が施行する地すべり対策事業に要する経費の一部を市に負担させるため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第31条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。